

平成20年度決算に基づく健全化判断比率について

三原村総務課

財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全化に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

三原村は、いずれの数値も早期健全化基準を上回ることはない数値となっていますが、実質公債費比率は依然として高い数値となっています。実質公債費負担比率を平成25年度まで推計しており、平成25年度に起債同意基準の18%を下回る計画としています。今後も国の動向を注視しつつ、適切な財政運営を行う必要があります。

(単位: %)

指 標		H20 年度決算数値	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率		15.0	20.0
	連結実質赤字比率		20.0	40.0
	実質公債費比率	22.5	25.0	35.0
	将来負担比率	105.2	350.0	
資金不足比率			20.0	

比率が「 」のところは、黒字の決算により数値が出ていません。

【用語説明】

実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。従来から用いられてきた「起債制限比率」を見直し、実態をより正確に把握するため、公営企業会計(簡易水道事業、農業集落排水事業)に対する繰出金のうち元利償還金相当分等が加えられています。

将来負担比率

公営企業会計、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率。